

## 暴風警報・特別警報・地震に対する非常措置について

台風により「京都市」（京都府南部又は京都・亀岡地域と報道される場合があります）に、「暴風警報」や常磐野学区に「避難指示」が発令された場合や「京都市」に「特別警報」（大雨，暴風など6種類）が発令された場合，及び，「京都市」において「震度5弱以上の地震」があった場合には，下記のような措置を取りますので，テレビ，ラジオ，インターネット等の報道に注意して下さい。常磐野小学校のホームページ，PTA 配信メール等においても現況をお知らせしていきます。電話でのお問い合わせはお控えください。

## 京都市に「暴風警報」が発令された場合

- 1 登校前に「暴風警報」が発令された場合は，自宅で待機です。
- 2 在校中に発令された場合は，臨時休校とし，「児童調査書」に記入してある「集団下校する」か「学校に待機してお迎えをする」という内容に従って行動しますが，不測の事態においては，保護者と連絡が取れるまで学校に留め置くこととします。
- 3 「暴風警報」が解除された場合

『暴風警報』解除の時刻	措置	登校時刻
① 午前7時までに解除	平常授業	平常の時刻に登校（給食実施）
② 午前9時までに解除	3校時から授業 午前10:40～	午前10:20～10:35の間に 登校します。（給食実施）
③ 午前11時までに解除	5校時から授業 午後1:55～ （木曜日は午後1:35～）	午後1:35～1:50 （木曜日は、午後1:15～午後1:30）の間に 登校します。（給食は中止）
④ 午前11時現在， 警報発令中の場合	臨時休校	家庭での学習になります。

## 「避難指示」が発令された場合

- 1 常磐野学区は「天神川の浸水想定区域」であるため，避難指示等の発令対象地域です。常磐野学区に避難指示が発令された場合には，暴風警報が発令された場合に準じた措置をとります。
- 2 在校中に発令された場合は，臨時休校とし「児童調査書」に記入してある「集団下校する」か「学校に待機してお迎えをする」という内容に従い行動しますが，不測の事態においては，保護者と連絡が取れるまで学校にて留め置くこととします。

## 京都市に「大雨警報」「洪水警報・注意報」が発令された場合

- 1 大雨警報・洪水警報・注意報のときは、平常通りです。ご注意ください。ただし、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により、臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページやPTA 配信メール等で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

## 京都市に「特別警報」が発令された場合

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

- 1 登校前に「特別警報」が発令された場合は、解除されるまで、自宅で待機。
- 2 「特別警報」が解除された場合

「特別警報」の状況	措置	登校時刻
深夜0時までに解除	5校時から授業 午後1:55～ (木曜日は、午後1:35～)	午後1:35～1:50(木曜日は、午後 1:15～午後1:30)の間に登校します。 (給食は中止)
深夜0時現在、 特別警報が発令中の場合	臨時休校	家庭での学習になります

- 3 在校中に「特別警報」が発令された場合は、ただちに臨時休校となります。  
ただし、気象状況や被害等の影響を踏まえ、原則として学校に留め置くこととし、帰宅させる場合は、保護者への引き渡しにより帰宅させます。

## 京都市に「震度 5 弱以上の地震」が発生した場合

- 1 登校前に「震度 5 弱以上の地震」が発生した場合

①「震度 5 弱以上の地震」が発生したときは、次の登校日を臨時休校とします。

◇深夜 0 時までに発生した場合…翌日は臨時休校

◇深夜 0 時以降、登校までに発生した場合…当日は臨時休校

◇休業日、休業前日に発生した場合…原則として休業明けの登校日は臨時休校

ただし、安全が確認され、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業を実施する旨を連絡します。

②臨時休校とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校からホームページ等で連絡します。

- 2 在校中に「震度 5 弱以上の地震」が発生した場合

ただちに臨時休校とします。児童は、保護者のお迎えがあるまで学校に留め置くこととします。電話やメールが使用できない場合がありますので、連絡がなくてもできるだけ速やかに来校をお願いします。また、場合によって、教室や運動場で引き渡すこととなります。